

[事案 29-107] 契約無効等請求

・平成 30 年 12 月 26 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 29-106]と同一の申立人である。

<事案の概要>

家族が無断で契約したことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 5 月に契約した定期保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還したうえで、上記返還に至るまでの法定利息を支払ってほしい。

- (1) 本契約は、配偶者が自分の実印等を無断で持ち出して、締結したものである。
- (2) 自分は、募集人と面接をしたこともなく、契約時の必要書類に記入したり、捺印したことも一切ない。募集人は、自分に加入意思がないことを承知の上で、契約手続を行った。
- (3) 保険会社は、悪意の受益者に当たるものであるから、利息を付して既払込保険料を返還する義務を負う。

<保険会社の主張>

本契約の無効と既払込保険料の返還には応じるが、以下の理由により、法定利息の支払いについて申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 悪意の受益者に該当するか否かは、募集人の認識によって決すべきものではない。当社は申立人に契約締結意思がないことを認識しておらず、悪意の受益者には当たらない。
- (2) 当社は既に申立人に対して、既払込保険料全額の返還の意思があることを示したうえで、受領の催告を行っているが、申立人が明確な拒絶の意思表示をしたものであり、弁済の提供はなされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人配偶者が申立人に無断で契約を締結したとは認められないが、募集人は申立人と面接せずに契約を締結していること等には争いがなく、募集人の募集行為が不適切なものであったため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人は和解案を受諾しなかったため、手続を終了した。